

日本銀行における C P I 消費税調整について

2016年11月17日

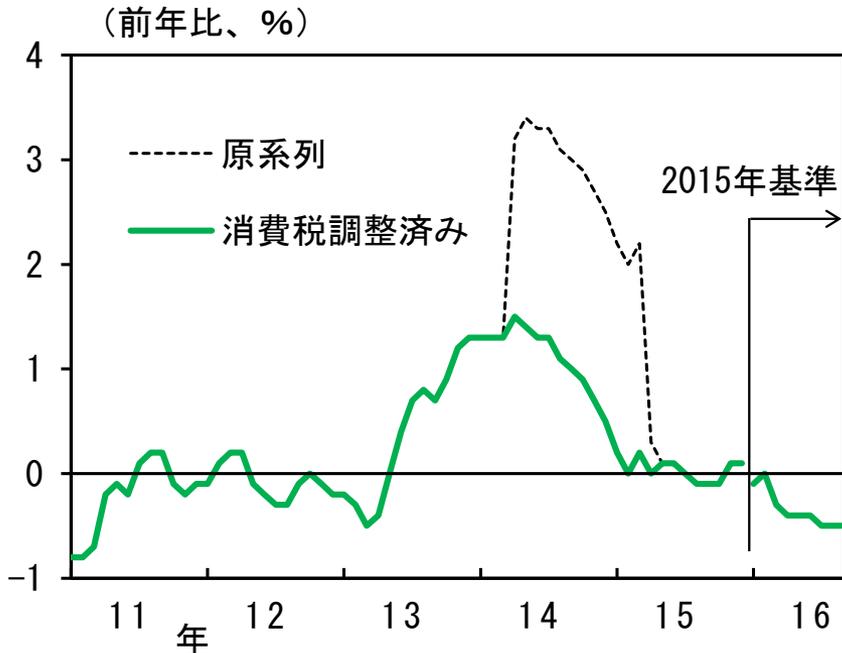
日本銀行調査統計局

中村 康治

1. 日本銀行のCPI消費税調整

消費税調整前後の比較

＜総合除く生鮮食品＞



＜総合除く生鮮食品・エネルギー＞



(注) 総合 (除く生鮮食品・エネルギー) は、日本銀行調査統計局算出。

(出所) 総務省、日本銀行

消費税調整の概要 (1) ①

- ✓ C P I を構成する588品目（2010年基準）を、①2014/4月課税品目、②2014/5月課税品目（経過措置品目）、③非課税品目に分類

<非課税品目>

<p>消費税法で定められた 非課税取引に該当</p>	<p>民営家賃、公営等家賃、持家の帰属家賃、教科書、各種私立学校等授業・保育料、国公立学校等授業・保育料、出産入院料、診療代、介護料、各種保険料、各種取得・手数料（印鑑証明、戸籍抄本、パスポート、自動車免許）</p>
<p>価格の対象となる 役務の大部分が 国内取引ではない</p>	<p>外国パック旅行</p>
<p>対価性がない</p>	<p>P T A 会費</p>

消費税調整の概要（１）－②

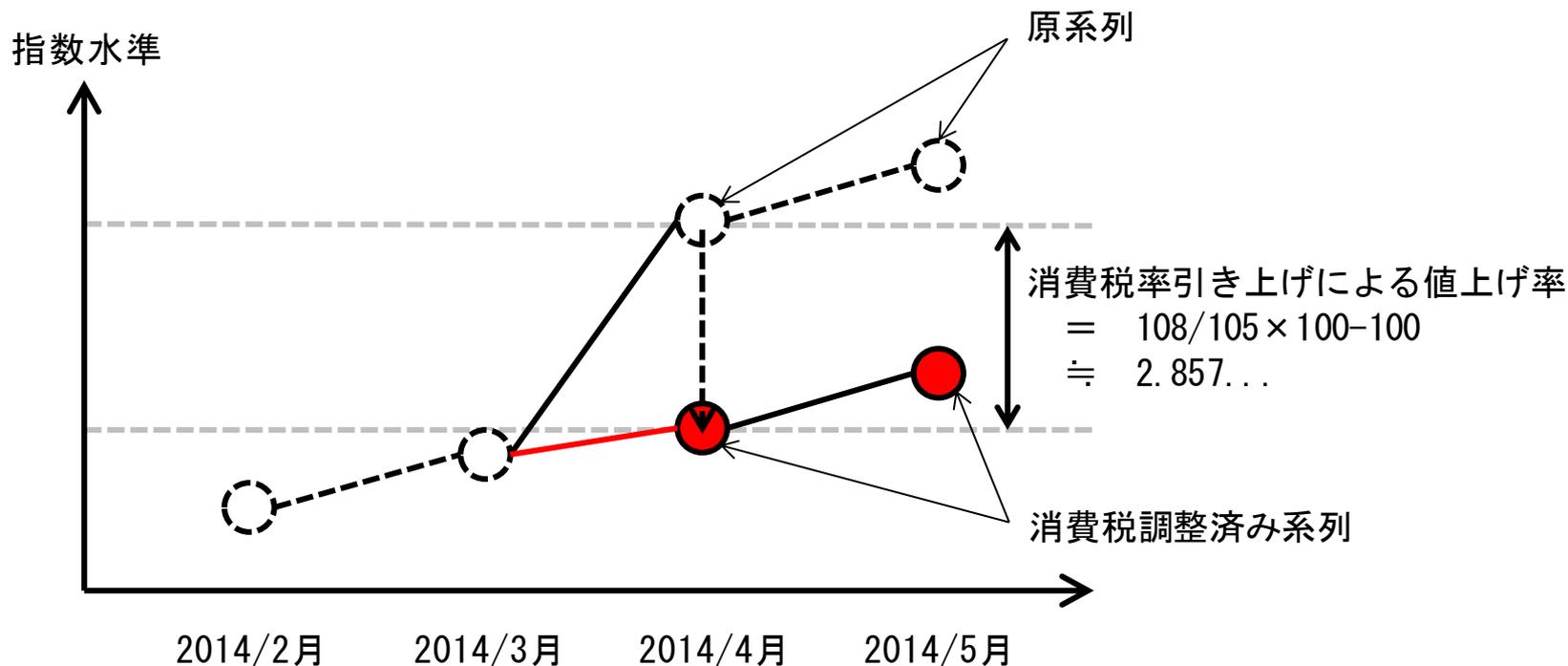
<経過措置品目>

電気代	14/4月は非課税、14/5月から課税と想定。
都市ガス代	
プロパンガス	
水道料	
下水道料	
し尿処理手数料	
固定電話通信料	
携帯電話通信料	14/4月は部分的に非課税、14/5月からフル課税と想定。

消費税調整の概要（2）－①

- ✓ Step 1 : 消費税率引き上げによる値上げ率（約2.857%）を計算

< 4月課税品目の消費税調整のイメージ >



消費税調整の概要（２）－②

✓ Step 2 : カテゴリーごとの課税品目のウエイトを計算

＜カテゴリーごとの課税品目のウエイト（2014/5月）＞

	課税品目のウエイト（％）
総合	72.0
総合除く生鮮食品	70.9
総合除く生鮮食品・エネルギー	68.3
食料工業製品	100.0
一般サービス	46.0
外食	100.0
エネルギー	100.0

消費税調整の概要（２）－③

- ✓ Step 3 : 値上げ率（約2.857%）とカテゴリーごとの課税品目のウェイトを掛け合わせて、当該カテゴリーの調整係数を計算

＜調整係数計算のイメージ（2014/5月）＞

	値上げ率 (%)		課税ウェイト (%)		調整係数 (%ポイント)
総合	2.857	×	72.0	=	2.058
総合除く生鮮食品			70.9		2.025
総合除く生鮮食品・エネルギー			68.3		1.953
食料工業製品			100.0		2.857
一般サービス			46.0		1.315
外食			100.0		2.857
エネルギー			100.0		2.857

消費税調整の概要（２）－④

- ✓ Step 4 : 計算された調整係数の小数第2位を四捨五入し、小数第1位までの表章としたうえで、当該カテゴリーの消費税調整係数とする
 - 原則として、総務省公表の前年比から、調整係数を差し引くという形で使用。
 - 15/4月については、経過措置を背景に前年4月時点では消費税率が引き上げられていない品目がいくつか存在するため、その分だけ調整係数が発生（＝14/5月の調整係数－14/4月の調整係数）。

<調整係数を用いた消費税調整の例>

(例) 総合除く生鮮食品 (前年比、%、%ポイント)

	原系列		調整係数		消費税調整 済み系列
2014/3月	1.3	-	/	=	1.3
2014/4月	3.2		1.7		1.5
2014/5月	3.4		2.0		1.4
2014/6月	3.3		2.0		1.3
:					
2015/3月	2.2		2.0		0.2
2015/4月	0.3		0.3		0.0
2015/5月	0.1		/		0.1

<実際の消費税調整係数>

(前年比、%ポイント)

	14/4月	14/5月 ～ 15/3月	15/4月
総合	1.9	2.1	0.2
総合 (除く生鮮食品)	1.7	2.0	0.3

留意点：出回り時期、小規模事業者等

- ✓ 衣料品などの季節性商品については、出回り時期（価格調査時期）が品目別に異なることから、消費税率引き上げがCPI上の価格に反映される時期も異なるが、こうした品目別の出回り時期の違いは勘案していない
- ✓ 消費税納税義務のない小規模事業者の影響については、勘案していない
- ✓ 他の間接税（揮発油税など）との関係については、勘案していない

2. 総務省統計局への要望

消費税調整関連の要望

- ✓ 「総合」などの集計値に加え、小中分類や品目レベルでの、消費税調整済み計数の公表
- ✓ 可能な限り過去に遡って時系列データを公表
 - 1989年や1997年の過去の消費税率引き上げ局面との比較を可能とするため。
- ✓ 指数および前年比の双方での、消費税調整済み計数の公表
 - 寄与度分解などを行う観点からは、小数第3位までの指数が利用可能となれば、より望ましい。

企業物価指数・企業向けサービス価格指数 における消費税調整（１）

- ✓ 日本銀行の企業物価指数・企業向けサービス価格指数では、消費税調整済みの計数を総平均・類別・品目別について公表
- ✓ 2014年の消費税率引き上げ時には、調査価格の段階で税抜き価格を作成
 - 原則としては、税抜き価格を調査しているが、報告者負担の観点から、税込み価格を調査している調査価格も一部存在。
 - 税込み価格を調査している調査価格については、消費税率引き上げによる値上げ分を機械的に控除することで、税抜き価格を作成。
 - 調査価格において成約価格が存在せず、保合い処理される場合においても、消費税課税品目については、原則４月に税率変更されたとみなして機械的に税抜き価格を作成。

企業物価指数・企業向けサービス価格指数 における消費税調整（２）

- ✓ 1997年や1989年の消費税率引き上げ時には、税抜き価格の作成を行っていなかったため、事後的に（＝2000年基準指数作成時に）税抜き指数を試算
 - 課税品目について、調査価格の段階で、消費税率の新設・引き上げによる値上げ分を機械的に控除した税抜き価格を作成することで、税抜き指数を作成。
 - 1989年については、調査価格ごとに物品税廃止の影響を別途調整。
- ✓ 企業物価指数では、1985年基準指数以降について、税抜き指数を公表
- ✓ 企業向けサービス価格指数では、2000年基準指数以降について、税抜き指数を公表